

令和8年第1回安城市議会定例会

議案書

(令和8年2月27日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
承 認 第 1 号	専決処分について（令和7年度安城市一般会計補正予算（第6号））	別冊
第 1 号 議 案	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 2 号 議 案	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
第 3 号 議 案	安城市職員の旅費に関する条例の全部改正について	5
第 4 号 議 案	安城市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
第 5 号 議 案	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
第 6 号 議 案	安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
第 7 号 議 案	安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
第 8 号 議 案	安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 7
第 9 号 議 案	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2 9
第 1 0 号 議 案	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3 3
第 1 1 号 議 案	安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について	3 7
第 1 2 号 議 案	安城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	3 9

第 1 3 号 議 案	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	5 3
第 1 4 号 議 案	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	5 5
第 1 5 号 議 案	安城市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	5 7
第 1 6 号 議 案	安城市野外センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 9
第 1 7 号 議 案	安城市犯罪被害者等支援条例の制定について	6 1
第 1 8 号 議 案	安城市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について	6 5
第 1 9 号 議 案	安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 7
第 2 0 号 議 案	安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 9
第 2 1 号 議 案	安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 1
第 2 2 号 議 案	令和 7 年度安城市一般会計補正予算（第 7 号）について	別冊
第 2 3 号 議 案	令和 7 年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 2 4 号 議 案	令和 7 年度安城市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 2 5 号 議 案	令和 7 年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 2 6 号 議 案	令和 7 年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	別冊

第 2 7 号 議 案	令和 7 年度安城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について	別冊
第 2 8 号 議 案	令和 7 年度安城市水道事業会計補正予算 (第 3 号) について	別冊
第 2 9 号 議 案	令和 7 年度安城市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)) について	別冊
第 3 0 号 議 案	令和 8 年度安城市一般会計予算について	別冊
第 3 1 号 議 案	令和 8 年度安城市国民健康保険事業特別会計予算に ついて	別冊
第 3 2 号 議 案	令和 8 年度安城市土地取得特別会計予算について	別冊
第 3 3 号 議 案	令和 8 年度安城市有料駐車場事業特別会計予算につ いて	別冊
第 3 4 号 議 案	令和 8 年度安城市介護保険事業特別会計予算につい て	別冊
第 3 5 号 議 案	令和 8 年度安城市後期高齢者医療特別会計予算につ いて	別冊
第 3 6 号 議 案	令和 8 年度安城市水道事業会計予算について	別冊
第 3 7 号 議 案	令和 8 年度安城市下水道事業会計予算について	別冊
第 3 8 号 議 案	市道路線の廃止について【説明書参照】	7 3
第 3 9 号 議 案	市道路線の認定について【説明書参照】	7 5
報 告 第 1 号	専決処分について (業務に係る事故による損害賠償 の額の決定及び和解)	7 9

第1号議案

安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市職員定数条例の一部を改正する条例

安城市職員定数条例（昭和27年条例第33号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「999人」を「1,015人」に改め、同条第3号中「112人」を「118人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、職員数の適正化に伴い、必要があるため。

第2号議案

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を加える。

第10条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第10条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条の2の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が規則で定める職員にあつては、市長が規則で定める額）並びにこれに第12条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市長が規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額、市長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則第2条第7項中「10,200円」を「8,600円」に、「で、」を「で、次に掲げる校務の種類に係る業務の困難性並びに」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学級（特別支援学級を除く。）を担当する業務で市長が規則で定めるもの
- (2) 前号に掲げるもの以外の校務

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2条第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

(安城市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第2条 安城市職員の修学部分休業に関する条例（令和6年安城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の給与制度の改正等に準じ、職員の給与の改正をする上で、必要があるため。

第3号議案

安城市職員の旅費に関する条例の全部改正について

安城市職員の旅費に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市職員の旅費に関する条例

安城市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（以下「職員」という。）が公務のため旅行する場合等の旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （2）外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （3）出張 職員が公務のため一時その在勤する公署（常時在勤する公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- （4）赴任 新たに採用された職員（任命権者が市長と協議して定めるものに限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署

に旅行することをいう。

- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、

支給しない。

- 4 職員が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（1）前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2）前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は

記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてその種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する鉄道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号

から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶(政令第6条第1項に規定する船舶をいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機(政令第7条第1項に規定する航空機をいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、一の旅行区間における飛行時間が24時間以上の移動をするときは最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
- (5) 職員の所有し、又は使用する自動車(市長が別に定めるところにより、公務で使用するものの承認を受けたものに限る。)を利用する移動に要する費用

2 前項第5号の費用の額は、路程に応じ、規則で定める額とする。

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。)別表第2に職務の級が10級以下の者に適用するものとして掲げる額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による費用(以下「交通費」という。)の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3に掲げる額（規則で定める場合には、当該額を限度として規則で定める額）とする。ただし、旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案し規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する

場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5に掲げる額とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第22条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号並びに第11条第1号から第4号までに掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の請求手続)

第24条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅

費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、別に定める請求書（当該請求書に記載すべき事項を記載した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後別に定める期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、別に定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、任命権者が別に定めるものをいう。以下同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書又は必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（旅費の調整）

第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給

した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者が次に掲げる者に随行して旅行するときは、これらの者と同額の旅費を支給することができる。

(1) 議会の議員

(2) 執行機関たる委員会の委員及び監査委員

(3) 市長、副市長及び教育長

3 任命権者は、前項に規定する場合のほか、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後において当該旅行者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の安城市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に旅行命令権者が発する旅行命令等による旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が発した旅行命令等による旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

(安城市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

4 安城市出頭人等の実費弁償に関する条例（昭和28年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「掲げる者」の次に「（公務又は公務の遂行の補助のために次に掲げる者となった地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員を除く。以下「出頭人等」という。）」を加え、同条第8号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第2条中「前条各号に掲げる者（以下「出頭人等」という。）」を「出頭人等」に、「それ」を「前条各号の出頭、出張又は参加等」に改め、同条ただし書を削る。

第3条第1項第1号中「（出頭人等が本市内に居住する者である場合は、旅行雑費に限る。）」を削り、同項第2号中「安城市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第2号）」を「安城市職員の旅費に関する条例（令和8年安城市条例第 号）」に改める。

第4条中「安城市職員に対する旅費の支給」を「安城市職員の旅費に関する条例」に改め、同条ただし書を削る。

(安城市消防団条例及び安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「安城市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第2号）」を「安城市職員の旅費に関する条例（令和8年安城市条例第 号）」に改める。

(1) 安城市消防団条例（昭和35年条例第12号）第13条第2項

(2) 安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（

令和元年安城市条例第45号) 第15条第2項

－提案理由－

この案を提出したのは、国家公務員の旅費制度の改正を踏まえ、一般職の職員の旅費制度の改正をする上で、必要があるため。

第4号議案

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和37年条例
第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第204条」を「第204条第3項」に改める。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第7条第2項を削る。

第8条を次のように改める。

（旅費の額）

第8条 旅費の額は、次条から第12条までに規定するもののほか、一般職の職員
で部長の職務にあるものの例による。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とし、第9条を第13条とし、第
8条の次に次の4条を加える。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、
第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とす
るものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）急行料金

（3）寝台料金

- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された航空機により移動するときは最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(宿泊費)

第12条 宿泊費の額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に指定職職員等に適用するものとして掲げる額とする。ただし、安城市職員の旅費に関する条例（令和8年安城市条例第 号）第12条ただし書に規定する場合に該当する場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

別表第1市長の項中「1,044,000円」を「1,084,000円」に改め、同表副市長の項中「855,000円」を「888,000円」に改め、同表教育長の項中「751,000円」を「780,000円」に改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、及び一般職の職員の旅費制度の改正等を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料月額及び旅費の額の改定等をする上で、必要があるため。

第5号議案

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項中「578,000円」を「600,000円」に改め、同表副議長の項中「535,000円」を「555,000円」に改め、同表議員の項中「482,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬月額を改定する上で、必要があるため。

第6号議案

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星 元 人

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第12号）
の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種
初任給調整手当をいう。）」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、
同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1
条を加える。

第5条の2 第2種初任給調整手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し
て支給する。

- （1）新たに採用された職員であって、その在勤する地域における民間の賃金の最
低基準を考慮して市長が必要があると認めるもの
- （2）前号に掲げる職員との権衡上必要があると認められる職員

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、一般職の常勤職員の給与の改正に準じ、企業職員の給与
に第2種初任給調整手当を設ける上で、必要があるため。

第7号議案

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星 元 人

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年安城市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の3号を加える。

- (5) 公益社団法人安城市シルバー人材センター
- (6) 公益財団法人安城市学校給食協会
- (7) 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、職員を派遣することのできる団体を新たに定める上で、必要があるため。

第 8 号議案

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

安城市長 三 星 元 人

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年安城市条例第
4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「初任給調整手当」の次に「（第 1 種初任給調整手当及び第 2 種
初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を加える。

第 9 条中「初任給調整手当」を「第 1 種初任給調整手当」に改め、同条に次の 1
項を加える。

2 職員の第 2 種初任給調整手当については、給与条例第 1 0 条の 2 の規定の例に
よる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、一般職の常勤職員の給与の改正に準じ、フルタイム会計
年度任用職員の給与に第 2 種初任給調整手当を設ける上で、必要があるため。

第9号議案

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険税条例（昭和33年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.75」を「100分の7.43」に改める。

第5条中「28,900円」を「31,700円」に改める。

第6条第1号中「18,800円」を「20,300円」に改め、同条第2号中「9,400円」を「10,150円」に改め、同条第3号中「14,100円」を「15,225円」に改める。

第7条中「100分の2.78」を「100分の2.84」に改める。

第9条中「11,700円」を「12,000円」に改める。

第10条第1号中「7,600円」を「7,700円」に改め、同条第2号中「3,800円」を「3,850円」に改め、同条第3号中「5,700円」を「5,775円」に改める。

第11条中「100分の2.32」を「100分の2.44」に改める。

第12条中「11,700円」を「12,200円」に改める。

第13条中「5,800円」を「6,000円」に改める。

第27条第1項第1号ア中「20,230円」を「22,190円」に改め、同号イ（ア）中「13,160円」を「14,210円」に改め、同号イ（イ）中「6,580円」を「7,105円」に改め、同号イ（ウ）中「9,870円」を「10,658円」に改め、同号ウ中「8,190円」を「8,400円」に改め、同号エ（ア）中「5,320円」を「5,390円」に改め、同号エ（イ）中「2

、660円」を「2,695円」に改め、同号エ（ウ）中「3,990円」を「4,043円」に改め、同号オ中「8,190円」を「8,540円」に改め、同号カ中「4,060円」を「4,200円」に改め、同項第2号ア中「14,450円」を「15,850円」に改め、同号イ（ア）中「9,400円」を「10,150円」に改め、同号イ（イ）中「4,700円」を「5,075円」に改め、同号イ（ウ）中「7,050円」を「7,613円」に改め、同号ウ中「5,850円」を「6,000円」に改め、同号エ（ア）中「3,800円」を「3,850円」に改め、同号エ（イ）中「1,900円」を「1,925円」に改め、同号エ（ウ）中「2,850円」を「2,888円」に改め、同号オ中「5,850円」を「6,100円」に改め、同号カ中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第3号ア中「5,780円」を「6,340円」に改め、同号イ（ア）中「3,760円」を「4,060円」に改め、同号イ（イ）中「1,880円」を「2,030円」に改め、同号イ（ウ）中「2,820円」を「3,045円」に改め、同号ウ中「2,340円」を「2,400円」に改め、同号エ（ア）中「1,520円」を「1,540円」に改め、同号エ（イ）中「760円」を「770円」に改め、同号エ（ウ）中「1,140円」を「1,155円」に改め、同号オ中「2,340円」を「2,440円」に改め、同号カ中「1,160円」を「1,200円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,335円」を「4,755円」に改め、同号イ中「7,225円」を「7,925円」に改め、同号ウ中「11,560円」を「12,680円」に改め、同号エ中「14,450円」を「15,850円」に改め、同項第2号ア中「1,755円」を「1,800円」に改め、同号イ中「2,925円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「4,680円」を「4,800円」に改め、同号エ中「5,850円」を「6,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の安城市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

—提案理由—

この案を提出したのは、県の標準保険料率の算定を踏まえ、国民健康保険税の課税額及び軽減額の改定をする上で、必要があるため。

第10号議案

安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市介護保険条例の一部を改正する条例

安城市介護保険条例（平成12年安城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「をいう。」の次に「附則第18項から第21項までにおいて同じ。」を加え、「に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得」を「に給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。附則第18項から第21項までにおいて同じ。）」に改める。

附則に次の見出し及び5項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

18 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において安城市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において安城市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により安城市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下附則第21項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（）」とあるのは「合計所得金額（当該合

計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。

19 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（」とあるのは「合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、」とする。

20 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（」とあるのは「合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

21 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げ

る者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において安城市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において安城市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により安城市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い安城市税条例（昭和44年条例第19号）で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い安城市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い安城市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

22 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、介護保険法施行令の改正に伴い、必要があるため。

第 1 1 号議案

安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

安城市長 三 星 元 人

安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 2 7 年安城市条例第 1 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、寄附金を原資に設置した安城市高齢者地域生活支援促進事業基金を活用し終えたことに伴い、必要があるため。

第12号議案

安城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定

子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、その申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る必要な情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した場合で、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について文書によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援を提供したことを証する書類を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福

祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる特定乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に掲げる事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定

する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）、地域型保育事業者（地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。）を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは他の乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援（同条第11項に規定する乳児等通園支援をいう。）を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは他の乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられ

た当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法
(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合
にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられ
たファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するフ
ァイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出
力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとす
るときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対
し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方
法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給
付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない
旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定
する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等
支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得
について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあ
り、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。
)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項におい
て読み替えて準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面
等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第
1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1
号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは
「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「
前項各号」とあるのは「第6項において読み替えて準用する前項各号」と、第4
項中「第2項の」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第2項の」と、
「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供す
る」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とある

のは「第6項において読み替えて準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため。

第13号議案

安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（特定期間における多機能端末機に係る手数料の金額の特例）

- 2 令和8年6月1日から令和9年5月31日までの間、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）により証明書を交付する場合における別表第9戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付の項、租税公課に関する証明の項、印鑑に関する証明の項及び住民票又は戸籍の附票の写しの交付の項の規定の適用については、これらの規定中「450円」とあり、及び「200円」とあるのは、「10円」とする。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、1年間に限り多機能端末機による証明書の交付に係る手数料の金額を改定する上で、必要があるため。

第14号議案

安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星 元 人

安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安城市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「12,900円」を「13,340円」に改め、同表班長及び団員の項中「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以

後に支給すべき事由の生じた安城市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、必要があるため。

第15号議案

安城市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市教育センター設置条例の一部を改正する条例

安城市教育センター設置条例（昭和55年安城市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条第2項中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、不登校児童生徒への支援に係る施設の名称を改める上で、必要があるため。

第16号議案

安城市野外センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市野外センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市野外センターの設置及び管理に関する条例（昭和58年安城市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表安城市茶臼山高原野外センターの項を削る。

第6条第1号中「みだす」を「乱す」に改める。

第11条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市茶臼山高原野外センターを廃止する上で、必要があるため。

第17号議案

安城市犯罪被害者等支援条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民（市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めて施策を推進することにより、犯罪被害者等の心情に配慮しながら犯罪被害者等を支え、もって全ての市民が安心して生活できる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「犯罪等」をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する「犯罪被害者等」をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、

その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により二次被害を生じさせることのないように十分配慮されること。
- (2) 犯罪被害者等が被害を受けたときから、社会において孤立することのないように、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく提供されること。
- (3) 市、市民、関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）の相互の連携及び協力の下に推進されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、自らの言動により二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第6条 市内で事業又は活動を行う者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与すること並びに精神的な被害及び身体的な被害の回復に取り組むことができるよう、その就業等について配慮するよう努めなければならない。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等からの相談に応じ、犯罪被害者等に対し必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関及び民間支援団体との連絡調整を行うものとする。

（総合的対応窓口の設置）

第8条 市は、前条に定める事項を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪等により受けた被害（以下「犯罪被害等」という。）により経済的な影響を受けた犯罪被害者等に対し、経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第10条 市は、犯罪被害等により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、日常生活の支援のため、家事等を行う者の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪被害等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、市民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の発生の防止の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言等の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、市民等からの意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、犯罪被害者等の心情に配慮しながら犯罪被害者等を支える必要があるため。

第18号議案

安城市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(安城市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 安城市水道事業給水条例(昭和42年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「(以下「指定給水装置工事事業者」という。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

第8条第2項中「指定給水装置工事事業者が」を削り、「場合」を「者(以下「指定給水装置工事事業者等」という。)」に改める。

第9条第2項及び第33条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

(安城市公共下水道条例の一部改正)

第2条 安城市公共下水道条例(平成4年安城市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、市が行う場合を除き」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の地方公共団体が当該指定と同等の基準に基づく指定その他の行為をした者にその工事を行わせる必要がある

と市長が認めるときは、この限りでない。

(安城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正)

第3条 安城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成10年安城市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「、市が行う場合を除き」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の地方公共団体が当該指定と同等の基準に基づく指定その他の行為をした者にその工事を行わせる必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、災害その他非常の場合における給水装置工事及び排水設備等の新設等の工事に係る施行者の特例を設ける上で、必要があるため。

第19号議案

安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 安城駅前第2駐車場の項を削る。

別表第3 安城駅前第1駐車場、安城駅前第2駐車場、三河安城駅南駐車場、三河安城駅北駐車場、安城駅北口広場駐車場、新安城駅北第1駐車場、新安城駅北第2駐車場、北明治駐車場及び桜井駅駐車場の項及び別表第5 安城駅前第1駐車場、安城駅前第2駐車場及び安城駅北口広場駐車場の項中「、安城駅前第2駐車場」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城駅前第2駐車場を廃止する上で、必要があるため。

第20号議案

安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成5年安城市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第20条第1項前段」を「第20条第1項」に改め、同条第4号中「第20条第1項後段」を「第20条第1項」に改める。

第4条第1項ただし書中「非特定用途」を「共同住宅又は非特定用途」に改め、同項の表（1）の項中「に供する部分の床面積と」を「（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅又は」に改め、同表（2）の項中「及び事務所」を「、事務所及び共同住宅」に、「非特定用途」を「共同住宅又は非特定用途」に改める。

第6条中「特定部分」を「特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積」に、「規模から」を「台数から」に、「規模に減じた規模の駐車施設を、当該増築又は」を「台数を減じた台数以上の規模を有する駐車施設を、新たに当該増築若しくは」に改める。

第8条第1項中「駐車台数」を削り、同条第2項中「の台数」を「の台数（以下この項において「附置義務台数」という。）」に、「の規模は、」を「は、その規模を1台につき」に、「1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める台数に係る当該部分は、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、その規模を1

台につき」に、「としなければならない」を「とし、及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 附置義務台数が200以下の場合 当該附置義務台数に100分の2を乗じて得た数（小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）
- (2) 附置義務台数が200を超える場合 当該附置義務台数に100分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）に2を加えた数

第10条第2項中「地区において」を「地区の区域内において」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(建築物の新築等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日において現に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事（以下「工事」という。）に着手している者又はこの条例の施行の日から起算して6月以内に工事に着手した者に係る駐車施設の附置については、なお従前の例による。
(罰則の適用に関する経過措置)
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の規定の適用については、なお従前の例による。

一提案理由一

この案を提出したのは、一定の建築物に附置する駐車施設に係る車椅子利用者用駐車施設の設置基準の改正等を行う上で、必要があるため。

第21号議案

安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例（平成21年安城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「。）」の次に「又は西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業（以下「南明治第三土地区画整理事業」という。）」を加え、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第4条第1項第1号中「又は当該事業」を「若しくはこれ」に改め、「土地区画整理事業」の次に「又は南明治第三土地区画整理事業」を加え、同号ア本文中「事業地区内」を「住宅市街地総合整備事業（これと合併して施行する土地区画整理事業を含む。以下同じ。）の施行に係る区域内」に、「者」を「者又は南明治第三土地区画整理事業の施行に係る公告の日（以下「公告の日」という。）から引き続き南明治第三土地区画整理事業の施行に係る区域内に居住している者」に改め、同号アただし書中「同意の日」を「同意等の日（住宅市街地総合整備事業の施行に係るものにあつては同意の日をいい、南明治第三土地区画整理事業の施行に係るものにあつては公告の日をいう。以下同じ。）」に改め、同号イ中「同意の日」を「同意等の日」に、「事業地区内」を「整備事業等の施行に係る区域内」に改め、同号ウ中「同意の日」を「同意等の日」に改め、同項第2号中「同意の日」を「同意等の日」に、「事業地区内」を「整備事業等の施行に係る区域内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、コミュニティ住宅の入居者の資格の見直しに伴い、必要があるため。

第38号議案

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

記

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
4529	彦左源治線	城ヶ入町彦左31番地先	城ヶ入町源治20番地先	
4530	城ヶ入源治1号線	城ヶ入町源治12番地先	城ヶ入町源治19番地先	
5011	箕輪唐生2号線	箕輪町唐生92番1地先	箕輪町唐生107番1地先	
6009	川島姫小川線	川島町太田屋敷38番1地先	姫小川町姫29番1地先	

－提案理由－

この案を提出したのは、開発行為等に伴い、現市道を廃止する必要があるため。

第39号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

記

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
3348	今池歩道橋線	今池町三丁目438番1地先	住吉町三丁目1044番地先	
3349	篠目町溝川歩道橋線	篠目町溝川4番3地先	篠目町溝川24番4地先	
3350	緑町歩道橋線	緑町一丁目17番7地先	緑町二丁目18番4地先	
3351	東山歩道橋1号線	浜屋町宮東43番地先	里町証文山98番地先	
3352	北歌口歩道橋線	里町北歌口196番地先	里町北歌口195番4地先	
3353	新田稲恵歩道橋線	新田町稲恵72番4地先	新田町稲恵100番地先	
4529	城ヶ入彦左1号線	城ヶ入町彦左44番地先	城ヶ入町彦左49番地先	
4530	城ヶ入彦左2号線	城ヶ入町彦左31番地先	城ヶ入町彦左30番地先	
4743	城ヶ入源治1号線	城ヶ入町源治20番地先	城ヶ入町源治33番地先	
5011	唐生神戸1号線	箕輪町唐生106番1地先	箕輪町神戸158番1地先	
6009	川島姫小川線	川島町太田屋敷38番3地先	姫小川町姫野池28番5地先	
6519	箕輪昭和1号線	箕輪町昭和52番1地先	箕輪町昭和51番1地先	
6520	姫下2号線	姫小川町姫29番1地先	姫小川町姫下31番2地先	
6521	横山町八左歩道橋線	横山町横山101番37地先	横山町八左80番1地先	
6522	塔元南歩道橋線	桜井町塔元37番10地先	桜井町塔元35番11地先	
6533	箕輪唐生2号線	箕輪町唐生196番1地先	箕輪町唐生106番1地先	

6534	箕輪唐生6号線	箕輪町唐生85番4地先	箕輪町唐生85番1地先	
6535	箕輪唐生7号線	箕輪町唐生195番地先	箕輪町唐生88番4地先	
6536	箕輪唐生8号線	箕輪町唐生85番1地先	箕輪町唐生182番地先	
6537	箕輪唐生9号線	箕輪町唐生192番地先	箕輪町唐生126番地先	
6538	箕輪唐生10号線	箕輪町唐生182番地先	箕輪町唐生125番地先	
6539	箕輪唐生11号線	箕輪町唐生182番地先	箕輪町唐生183番地先	
6540	箕輪唐生12号線	箕輪町唐生125番地先	箕輪町唐生123番1地先	
6541	箕輪唐生13号線	箕輪町唐生126番地先	箕輪町唐生126番地先	
6542	箕輪唐生14号線	箕輪町唐生89番1地先	箕輪町唐生125番地先	
6543	箕輪唐生15号線	箕輪町唐生89番1地先	箕輪町唐生89番1地先	
6544	箕輪唐生16号線	箕輪町唐生89番1地先	箕輪町唐生89番1地先	
6545	箕輪唐生17号線	箕輪町唐生121番2地先	箕輪町唐生121番3地先	
6546	箕輪唐生18号線	箕輪町唐生121番2地先	箕輪町唐生108番2地先	
6547	箕輪唐生19号線	箕輪町唐生121番2地先	箕輪町唐生108番2地先	
6548	箕輪唐生20号線	箕輪町唐生126番地先	箕輪町唐生96番地先	
6549	箕輪唐生21号線	箕輪町唐生95番地先	箕輪町唐生106番1地先	
6550	箕輪唐生22号線	箕輪町唐生107番1地先	箕輪町唐生108番1地先	
6551	箕輪唐生23号線	箕輪町唐生117番1地先	箕輪町唐生216番2地先	
6552	箕輪唐生24号線	箕輪町唐生115番地先	箕輪町唐生115番地先	
6553	箕輪唐生25号線	箕輪町唐生114番地先	箕輪町唐生115番地先	
6554	箕輪唐生26号線	箕輪町唐生108番2地先	箕輪町唐生108番3地先	
6555	唐生神戸2号線	箕輪町唐生106番1地先	箕輪町神戸106番1地先	
6556	箕輪昭和2号線	箕輪町昭和59番2地先	箕輪町昭和54番1地先	
6557	三河安城南町21号線	三河安城南町二丁目12番3地先	三河安城南町二丁目10番4地先	
6558	箕輪昭和3号線	箕輪町昭和38番地先	箕輪町昭和37番地先	
6559	箕輪昭和4号線	箕輪町昭和39番地先	箕輪町昭和39番地先	
6560	箕輪昭和5号線	箕輪町昭和40番2地先	箕輪町昭和41番地先	
6561	箕輪昭和6号線	箕輪町昭和42番2地先	箕輪町昭和42番5地先	
6562	三河安城南町22号線	三河安城南町二丁目6番1地先	三河安城南町二丁目3番5地先	

6563	川島中田4号線	川島町中田1番13地先	川島町中田1番40地先	
------	---------	-------------	-------------	--

－提案理由－

この案を提出したのは、土地区画整理事業等に伴い、道路を市道として認定する必要があるため。

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

業務に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- 1 損害賠償額 金100,660円
- 2 事故内容
 - (1) 発生日 令和7年7月4日（固定資産税名寄帳兼課税台帳の写しの交付日）
 - (2) 経過 本市から死亡した義理の祖父の固定資産税名寄帳兼課税台帳の写しの交付を受けた相手方が、当該課税台帳の写し等を基に相続に係る登記の業務を司法書士に依頼していたところ、本市の事務の誤りにより当該課税台帳に他人の土地が登録及び記載されていることが判明したものの
- 3 相手方の損害の程度 当該土地の相続に係る調査のため司法書士に支払った報酬及び実費並びに銀行振込手数料
- 4 過失割合 安城市100パーセント 相手方0パーセント

令和8年1月30日専決

安城市長 三星元人